

公 告

令和8年6月26日

航空自衛隊三沢基地司令
(公印省略)

令和8年度航空自衛隊三沢基地航空祭において三沢基地空自空上げの野外交店の出店を希望する業者を次のとおり募集する。

1 出店日時

令和8年9月20日(日) 午前9時から午後3時(基準)

2 募集業種及び店舗数

三沢基地空自空上げの販売 5店舗

※募集店舗数は、予定であるため変更する可能性がある。

3 募集期間

令和8年6月29日(月) から同年7月13日(月) まで

4 募集要項等の入手方法

航空自衛隊三沢基地ホームページからダウンロードして印刷

(<https://www.mod.go.jp/asdf/misawa/offer/procurement/procurement.html>)

5 応募方法

募集要項に定める書類を募集期間内必着で郵送すること。

6 応募資格

- (1) 三沢市内の三沢基地空自空上げ提供店であること。
- (2) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

7 連絡先

〒033-8604

青森県三沢市後久保125-7

航空自衛隊三沢基地 第3航空団基地業務群業務隊厚生班 公募係

電話 0176-53-4121 (内線) 3820

メール MORIMOTOw9y@inet.aci.mod.go.jp

8 その他

細部については、「三沢基地空自空上げの野外売店」募集要項による。